

●香川県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年3月15日から同年4月5日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 東谷岩崎線（165号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香川町東谷字日向2522番地先 から 高松市香川町東谷字日向188番4地 先まで	9.5~35.5	363	平成14年香川県告示第 797号で変更した区域 の一部及び平成23年香 川県告示第77号で変更 した区域

- 4 供用開始の期日 平成23年3月15日